

# 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の制定について（概要）

## 1. 制定の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「番号利用法等一部改正法」という。）第1条において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）が改正され、法第九条第一項に規定する法別表の各項の下欄に掲げる事務に準ずる事務として主務省令で定めるもの（以下「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めるもの（以下「準法定事務処理者」という。）は、準法定事務の処理に関して必要な限度で個人番号を利用することが可能となるところ、今般、準法定事務及び準法定事務処理者を定めるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（以下「準法定事務主務省令」という。）を制定する。

## 2. 準法定事務及び準法定事務処理者について

今般、準法定事務主務省令に規定する準法定事務及び準法定事務処理者は、以下のとおりとする。

### （1）生活に困窮する外国人に対する保護の実施

- ・ 本事務は、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長が実施する、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知）に基づき外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収（以下「生活保護関係事務」という。）の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務である。
- ・ 法別表 23 の項の下欄に掲げる事務（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による事務）に準ずる事務として規定する。

### （2）地域優良賃貸住宅の管理

- ・ 本事務は、地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知）第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が実施する、地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務である。
- ・ 法別表 93 の項の下欄に掲げる事務（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）による事務）に準ずる事務として規定する。

(3) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施

- ・ 本事務は、都道府県知事が実施する、「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務である。
- ・ 法別表 105 の項の下欄に掲げる事務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による事務）に準ずる事務として規定する。

(4) 肝炎治療特別促進事業の実施

- ・ 本事務は、都道府県知事が実施する、「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務である。
- ・ 法別表 105 の項の下欄に掲げる事務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による事務）に準ずる事務として規定する。

(5) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施

- ・ 本事務は、都道府県知事が実施する、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務である。
- ・ 法別表 105 の項の下欄に掲げる事務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による事務）に準ずる事務として規定する。

(6) 高等学校等学び直し支援金の支給（国立）

- ・ 本事務は、文部科学大臣が実施する、国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務である。
- ・ 法別表 123 の項の下欄に掲げる事務（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による事務）に準ずる事務として規定する。

(7) 高等学校等学び直し支援金の支給

- ・ 本事務は、都道府県知事又は都道府県教育委員会が実施する、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務である。
- ・ 法別表 123 の項の下欄に掲げる事務（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による事務）に準ずる事務として規定する。

(8) 高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給

- ・ 本事務は、都道府県知事又は都道府県教育委員会が実施する、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務である。
  - ・ 法別表 123 の項の下欄に掲げる事務（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による事務）に準ずる事務として規定する。
- (9) 高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給
- ・ 本事務は、都道府県知事又は都道府県教育委員会が実施する、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務である。
  - ・ 法別表 123 の項の下欄に掲げる事務（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による事務）に準ずる事務として規定する。
- (10) 高等学校等専攻科修学支援金の支給（国立）
- ・ 本事務は、文部科学大臣が実施する、国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務である。
  - ・ 法別表 123 の項の下欄に掲げる事務（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による事務）に準ずる事務として規定する。
- (11) 高等学校等専攻科修学支援金の支給
- ・ 本事務は、都道府県知事又は都道府県教育委員会が実施する、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務である。
  - ・ 法別表 123 の項の下欄に掲げる事務（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による事務）に準ずる事務として規定する。
- (12) 特定疾患治療研究事業の実施
- ・ 本事務は、都道府県知事が実施する、「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務である。
  - ・ 法別表 131 の項の下欄に掲げる事務（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による事務）に準ずる事務として規定する。

### 3. 今後の予定

- 施行期日：令和6年5月下旬（予定）
- ※ 番号利用法等一部改正法の施行期日と同日